

人間科学部・スポーツ科学部 卒業生向け  
人間科学研究科・スポーツ科学研究科 修了生向け

## 教育職員免許状の個人申請および免許更新制について

### 【個人申請】

個人申請とは、大学を通さず、個人で“教員として勤務予定の学校が所在する都道府県教育委員会”もしくは、“居住地（住民票のある）の都道府県教育委員会”で教育職員免許状を申請することです。申請方法は、各教育委員会によって異なりますので、以下のスケジュールを参考にご自身で手続きを進めてください。

### ◆スケジュール

#### 調べる

都道府県教育委員会ホームページ

・多くの教育委員会のホームページには、個人申請の手続き・方法が記載されています。「〇〇教育委員会 個人申請」でインターネット検索をすると該当ページが出てきますので、ご自身でお調べください。

#### 書類準備

各教育委員会および所沢総合事務センター

・教育委員会に必要な書類を入手します。「学力に関する証明書」が必要な場合は、所沢総合事務センターへ申請してください。発行まで1週間程度時間を要しますので、申請前に一度お電話でご連絡ください。

(電話番号 04-2947-6848)

#### 申請・授与

各教育委員会

・教育委員会に必要な書類を持参し、申請を行ってください。

### ◆注意事項

- ・教員採用が決定している場合は、“勤務予定の学校が所在する都道府県”に至急詳細を問合せてください。
- ・教育委員会によっては、2～4月の期間は一括申請の取り扱いに伴い、教員の採用内定がある者を除き、個人申請を受け付けていない場合がありますので、注意してください。  
(埼玉県教育委員会の場合：2020年2月上旬～4月中旬の間、個人申請の受付を停止)
- ・学力に関する証明書は、卒業日（卒業年の3月15日または9月15日）以降でないと発行出来ません。

### 【免許更新制】

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月1日から教員免許更新制（以後、「更新制」という。）が導入されています。2009年4月1日以降に初めて授与された「新免許状」については、「所要資格（66条の6以外の要件すべて）」を満たしてから10年後の年度末（免許状を申請していなくても同様）までという有効期限があります。有効期限を過ぎてから免許を申請する場合、更新講習を受けてからしか教員免許状の申請が出来ないので注意してください。

なお、2009年3月31日以前に授与された「旧免許状」には有効期限の記載がありませんが、35歳、45歳、55歳の3回の修了確認期限があり、終身有効ではありませんので、注意してください。

免許更新制の詳細は、文部科学省の以下のページを参照ください。

文部科学省 免許更新制

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/001/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm)

2019年10月1日  
所沢総合事務センター